

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

香川県公安委員会規則第12号

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢運転者等標章の申請等)</p> <p>第10条の2 施行規則第6条の3の4第1項及び第6条の3の6の規定による提出並びに施行規則第6条の3の5の規定による届出は、当該提出又は届出を行う者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。</p> <p>(保管した車両に係る報告徴収等の手続)</p> <p>第11条 法第51条の2第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第14号の2の報告等要求書により行うものとする。</p> <p>2 法第51条の2第2項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式第14号の3の車両使用者等照会書により行うものとする。</p>	<p>(高齢運転者等標章の申請等)</p> <p>第10条の2 施行規則第6条の3の2第1項及び第6条の3の4の規定による提出並びに施行規則第6条の3の3の規定による届出は、当該提出又は届出を行う者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。</p> <p>(保管した車両に係る報告徴収等の手続)</p> <p>第11条 法第51条の2の2第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第14号の2の報告等要求書により行うものとする。</p> <p>2 法第51条の2の2第2項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式第14号の3の車両使用者等照会書により行うものとする。</p>

別記様式第14号の2（第11条関係）

報 告 等 要 求 書		
	第 年	月 日
住所又は所在地 氏名又は名称	殿	
	警察署長 印	
道路交通法第51条の2第1項の規定により、次のとおり 報 告 資料の提出 を求め ます。		
1	報 告 資料の提出	を求める事項
2	報 告 資料の提出	の期限

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号の2（第11条関係）

報 告 等 要 求 書		
	第 年	月 日
住所又は所在地 氏名又は名称	殿	
	警察署長 印	
道路交通法第51条の2の2第1項の規定により、次のとおり 報 告 資料の提出 を 求めます。		
1	報 告 資料の提出	を求める事項
2	報 告 資料の提出	の期限

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項 略				30 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項 略			
	第4条第1項及び第2項	高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通の規制で、第2条第1項第7号、第8条第1項、第17条第4項、第5項第4号及び第6項、第20条第1項ただし書及び第2項、第20条の2第1項、第21条第2項第3号、第22条、第23条、第25条の2第2項、第26条の2第3項、第30条、第34条第1項、第2項及び第4項、第35条第1項、第36条第2項、第44条第1項、第75条の4、第75条の6第1項並びに第75条の8の2第2項及び第3項の道路標識等によるもの（第5条第1項の規定により警察署長に行わせ	略	略		第4条第1項及び第2項	高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通の規制で、第2条第1項第7号、第8条第1項、第17条第4項、第5項第4号及び第6項、第20条第1項ただし書及び第2項、第20条の2第1項、第21条第2項第3号、第22条、第23条、第25条の2第2項、第26条の2第3項、第30条、第34条第1項、第2項及び第4項、第35条第1項、第36条第2項、第44条、第75条の4、第75条の6第1項並びに第75条の8の2第2項及び第3項の道路標識等によるもの（第5条第1項の規定により警察署長に行わせるもの	略	略

	るものを除く。) 道路における交通の規制で道路標識等によるもの（高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通の規制で、第2条第1項第7号、第8条第1項、第17条第4項、第5項第4号及び第6項、第20条第1項ただし書及び第2項、第20条の2第1項、第21条第2項第3号、第22条、第23条、第25条の2第2項、第26条の2第3項、第30条、第34条第1項、第2項及び第4項、第35条第1項、第36条第2項、 <u>第44条第1項</u> 、第75条の4、第75条の6第1項並びに第75条の8の2第2項及び第3項の道路標識等によるもの（第5条第1項の規定により警察署長に行わせるものを除く。）を除く。）	略	
第4条第1項～第22条の2第1項	略		
第22条の2第2項	略		
第44条第2項第2号	<u>停車又は駐車に係る者による合意及びその旨の公示</u>		○

	を除く。) 道路における交通の規制で道路標識等によるもの（高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通の規制で、第2条第1項第7号、第8条第1項、第17条第4項、第5項第4号及び第6項、第20条第1項ただし書及び第2項、第20条の2第1項、第21条第2項第3号、第22条、第23条、第25条の2第2項、第26条の2第3項、第30条、第34条第1項、第2項及び第4項、第35条第1項、第36条第2項、 <u>第44条</u> 、第75条の4、第75条の6第1項並びに第75条の8の2第2項及び第3項の道路標識等によるもの（第5条第1項の規定により警察署長に行わせるものを除く。）を除く。）	略	
第4条第1項～第22条の2第1項	略		
第22条の2第2項	略		

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。